瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月29日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第11号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則(昭和40年瀬戸市規則第7号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後

(条例第59条第1項第1号の規則で定める軽 自動車等)

第6条 <省略>

かに該当する者をいう。ただし、身体障害者等 と生計を一にする者が所有する軽自動車等及び 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害 者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者 に限る。)を常時介護する者が運転する軽自動 車等に係る身体障害者等とは、第1号に掲げる 者にあっては音声機能障害を有する者及び障害 の程度が下肢不自由について4級から6級まで の各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以 前の非進行性の脳病変による運動機能障害のう ち移動機能障害について4級から6級までの各 級、心臓機能障害について4級、じん臓機能障 害について4級、呼吸機能障害について4級、 ぼうこう又は直腸の機能障害について4級、小 腸の機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫機能障害について4級、肝臓の 機能障害について4級に該当する者以外のも

改正前

(条例第59条第1項第1号の規則で定める軽 自動車等)

第6条 <省略>

2 前項の身体障害者等とは、次の各号のいずれ 2 前項の身体障害者等とは、次の各号のいずれ かに該当する者をいう。ただし、身体障害者等 と生計を一にする者が所有する軽自動車等及び 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害 者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者 に限る。) を常時介護する者が運転する軽自動 車等に係る身体障害者等とは、第1号に掲げる 者にあっては音声機能障害を有する者及び障害 の程度が下肢不自由について4級から6級まで の各級、体幹不自由について5級、乳幼児期以 前の非進行性の脳病変による運動機能障害のう ち移動機能障害について4級から6級までの各 級、心臓機能障害について4級、じん臓機能障 害について4級、呼吸機能障害について4級、 ぼうこう又は直腸の機能障害について4級、小 腸の機能障害について4級、ヒト免疫不全ウイ ルスによる免疫機能障害について4級、肝臓の 機能障害について4級に該当する者以外のも の、第2号に掲げる者にあっては音声機能障害 を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3 款症までの各款症、体幹不自由について第5項 症、第6項症及び第1款症から第3款症までの 各款症に該当する者以外のものをいう。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)第45条の規 定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受 けている者のうち精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律施行令(昭和25年政令第1 55号)第6条第3項に定める1級の障害を 有するもの

3 <省略>

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の瀬戸市市税の減免に関する規則の規定は、平成25年度 以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成24年度分までの軽自 動車税については、なお従前の例による。

の、第2号に掲げる者にあっては音声機能障害を有する者並びに障害の程度が下肢不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外のものをいう。

(1)から(3)まで <省略>

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) 第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第54条第3項の規定による自立支援医療受給者証(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

3 <省略>